日調連発第１３３号
平成２９年８月３０日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について（参考送付）

この度、鹿児島会から別添のとおり、下記地方公共団体において標記制度が実施される旨連絡がありましたので、参考までに送付します。

記

阿久根市（鹿児島県）　　平成２９年９月１日から

鹿 調 発 第 ９ ６ 号
平成２９年８月２４日

日本土地家屋調査士会連合会
会　長　岡田　潤一郎　殿

鹿児島県土地家屋調査士会
会 長　宮脇　謙舟

「鹿児島県阿久根市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の実施について（お知らせ）

平素より，本会の会務運営につきましては，特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて，標記制度が鹿児島県阿久根市において，平成２９年９月１日より別紙のとおり開始される旨の通知がありましたので，お知らせします。



阿市第　３０２　号
平成２９年８月１７日
（市民環境課扱い）

鹿児島県土地家屋調査士会
会長　宮　脇　謙　舟　殿

阿久根市長　　西　平　良　将

「阿久根市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の実施について（通知）

猛暑の候，貴職におかれましては，ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は，当市市政の推進ならびに戸籍住民基本台帳事務の遂行に御理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて，当市では，住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止・防止を図ることを目的に，標記制度を別紙の内容により実施しますのでお知らせいたします。

本制度は，事前に登録した方に対して，その方の住民票の写しや戸籍謄抄本等の証明書を第三者に交付した場合に，その交付の事実を通知するものです。

つきましては，貴会会員の皆様に周知くださるようよろしくお願い申し上げます。

（連絡先）〒899-1696
阿久根市鶴見町２００番地
阿久根市役所市民環境課
住民年金係　担当：平石
℡０９９６－７３－１２１８

受付
No.
29.8.21
土地家屋調査士会
鹿児島

別　紙

「阿久根市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の概要について

住民票の写し又は戸籍謄抄本等を第三者（本人等の代理人，本人等以外の個人・法人，８士業）に交付した場合，その交付の事実を本人に通知することにより，不正請求の早期発見や抑止効果が期待できるとともに，不正取得による個人の権利侵害の防止を図ろうとするもの。

１．実施日　　平成２９年９月１日（金）
（事前登録申請受付開始）

本人通知制度の流れ

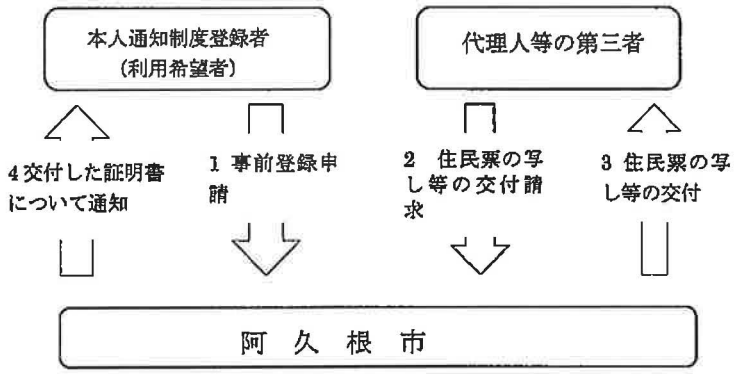

２．制度利用の手続き等

(1)　制度利用希望者
事前登録申請が必要
※阿久根市に住民登録又は本籍のある方が申請可

(2)　登録期間
登録日から３年後の７月末日まで
（初回は２年経過する日以後の最初の７月末日まで）

(3)　受付窓口
本庁市民環境課，三笠支所，大川出張所（※通知書発送業務は本庁のみ）

３．通知の対象となる証明書の種類

①住民票の写し
②住民票記載事項証明書
③戸籍の附票
④戸籍謄抄本
⑤戸籍記載事項証明書
⑥戸籍全部事項証明書，戸籍個人事項証明書
⑦戸籍一部事項証明書

４．本人への通知

(1)　時期　　証明書を交付した月の翌月末
(2)　内容　　①交付年月日　②請求者の種別　③交付した証明書の種別　④交付通数

５．周知，広報

(1)　「広報阿久根」平成 29 年８月号に記事掲載
(2)　本市ホームページへの記事掲載（平成 29 年８月下旬）
(3)　本市市民環境課，三笠支所，大川出張所の受付窓口にチラシ配置